

事 業 主 様

西日本パッケージング健康保険組合
理 事 長 三木 秀一

「禁煙サポート事業」のご案内

平素は、当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を頂きましてお礼申し上げます。

さて、この度、新しい保健事業として「禁煙サポート事業」を実施いたします。当健康保険組合の喫煙率は33%と他健康保険組合の24%に比べ非常に高く、また、近年、タバコが関係する医療費が非常に高い傾向が続いております。さらに、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催や健康経営で禁煙・受動喫煙に関心が寄せられています。

また、個人一人で禁煙を行うのは難しく、禁煙を成功させるには「個人のモチベーションを高めること」「ある日を境に一本も吸わないようにする」ことが重要だと言われております。

このため、当健康保険組合では、加入者の皆さまの禁煙をサポートするための事業を始めます。禁煙のコースは2つ用意しております。禁煙（卒煙）にチャレンジされる方はコースを選択し、禁煙（卒煙）にチャレンジすることを宣言し、支援者の協力を得て6か月間の禁煙活動で、禁煙（卒煙）を目指します。

つきましては、下記の要領で「禁煙サポート事業」を行いますので被保険者や被扶養者の方々に広報をお願いいたします。また、禁煙チャレンジャーが禁煙（卒煙）を成功するには事業所全体の協力が必要ですので、ぜひ事業所のイベントとして「禁煙サポート事業」を開催していただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象者： 完全禁煙を望む当健康保険組合の被保険者と被扶養者
(タバコの本数を減らす減煙目的や電子タバコ・加熱式タバコを続けたい方は参加できません)
- 2 コース： A「禁煙外来」コース
B「スマホで禁煙」コース
- 3 コース説明
A「禁煙外来」コース
 - (1) 禁煙外来を受診
 - ・禁煙外来治療には4つの条件を満たす必要があります。
別添「健康保険で禁煙治療が受けられます！」の右のページ「受診条件の確認」または「禁煙サポート事業 エントリーシート」の裏面をご覧ください。
 - ・禁煙外来治療は12週で5回の診療を受けます。
別添「健康保険で禁煙治療が受けられます！」をご覧ください。
 - ・標準的な治療の自己負担額は約20,000円です。
過去1年以内に保険診療で禁煙外来を受診された場合は自由診療になる場合があります。
 - (2) 禁煙外来終了後、さらに90日間自力で禁煙を行う
 - (3) 「卒煙」成功者には、10,000円を補助

B 「スマホで禁煙」コース

- (1) 株式会社 キュア・アップの ascore (アスキュア) 卒煙プログラムに参加
 - ・スマートフォンのみ参加となります。PC、タブレットでは参加できません。
 - ・アプリケーションをダウンロードしてオンラインで面談を6か月間実施。
 - ・プログラムスタート時に禁煙補助薬(ニコチンパッチ・ガム)を自宅送付。
 - (2) 6か月のプログラム終了後、ニコチン検査(唾液検査)による客観的な評価を実施
- (注意) このプログラムは、健康保険組合連合会が全額補助を行う「組合運営サポート事業」の「禁煙サポート事業」に当健康保険組合が参加しているため、一人当たり約50,000円の費用が負担なしで実施することができます。
- また、募集参加者が先着2,000名。募集開始は、5月20日と9月1日の2回(各1,000名)の予定。
- なお、「組合運営サポート事業」には132健康保険組合が参加して、令和3年度まで実施されます。
- アプリケーションのダウンロードや登録方法などは、5月上旬にご案内します。

4 参加の流れ

- (ステップ1) エントリー・禁煙宣言を行う
- ・「禁煙サポート事業 エントリーシート」を健康保険組合に提出
 - ・禁煙宣言、支援者、事業主の支援が必要
 - ・「禁煙外来」コース、「スマホで禁煙」コースとも必ずエントリーを行ってください。
 - ・「禁煙外来」コースの場合、エントリーしない場合は10,000円の補助はいたしません。
 - ・「スマホで禁煙」コースの場合、株式会社 キュア・アップから参加名簿が健康保険組合に送付されてきますので、被保険者の場合は事業所へ参加者名を連絡します。エントリー忘れている場合は早急に提出をお願いします。
- (ステップ2) 6か月間の禁煙にチャレンジ
- (ステップ3) 卒煙(禁煙)成功後、「禁煙サポート事業 『卒煙』申告書」を禁煙外来の領収書・キュア・アップの「卒煙証明書」を添付し提出
- (ステップ4) 「禁煙外来」コースの卒煙(禁煙)成功者には、10,000円を上限に補助金を支給します(自己負担が10,000円未満の場合はこの額)。
- なお、事業所のイベントとして、卒煙(禁煙)成功者への補助金10,000円を事業主から手渡したい場合は、振込口座を事業主名義にすることも可能です(チャレンジャーの同意をもらってください)。

5 注意事項

- (1) 禁煙外来の場合、過去に健康保険で禁煙治療を受けたことのある方は、前回の治療の初回診察日から1年経過しないうちは、自由診療(全額自費)となります。
- もし、昨年禁煙外来を受診されたなら、今年度の受診日には注意してください。
- (2) 禁煙外来の医療機関の検索サイトを当健康保険組合のホームページに掲載していますのでご利用ください。

以上